

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第66期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	フマキラー株式会社
【英訳名】	FUMAKILLA LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大下 一明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03（3252）5941（代表）
【事務連絡者氏名】	業務部東京業務課 次長 木月 登志夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03（3252）5941（代表）
【事務連絡者氏名】	業務部東京業務課 次長 木月 登志夫
【縦覧に供する場所】	フマキラー株式会社 名古屋支店 （名古屋市昭和区御器所一丁目11番16号） フマキラー株式会社 大阪支店 （大阪府吹田市垂水町三丁目5番15号） フマキラー株式会社 広島支店 （広島市西区中広町三丁目17番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第65期 第2四半期連結 累計期間	第66期 第2四半期連結 累計期間	第65期
会計期間		自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高	(千円)	17,216,511	17,994,625	28,494,042
経常利益	(千円)	1,346,485	1,457,175	612,271
四半期(当期)純利益	(千円)	711,658	876,594	258,260
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	1,377,656	971,392	724,601
純資産額	(千円)	10,338,832	8,985,831	8,100,370
総資産額	(千円)	23,725,903	21,847,434	26,162,635
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	21.67	31.47	8.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	-	31.47	8.05
自己資本比率	(%)	36.8	33.5	24.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	8,363,599	7,120,696	3,153,183
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	216,961	248,889	422,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	6,787,549	6,585,990	2,965,927
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	3,492,921	2,166,922	1,897,332

回次		第65期 第2四半期連結 会計期間	第66期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 7月1日 至平成26年 9月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	0.85	0.45

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）におけるわが国の経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による影響が徐々に薄れつつあり、政府の経済政策及び日本銀行による金融政策により、緩やかな景気の回復基調が継続しております。また、アメリカの緩やかな回復やヨーロッパの持ち直し等、世界経済も緩やかな景気回復に向かい、全体として景気回復基調となりました。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、コア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品の成長カテゴリーに新価値創造型新製品を積極的に投入し、既存事業の強化・育成を図るとともに、コストダウンや経費の効率的な運用等による利益構造の改革及び海外事業の強化拡大等の課題に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は、前年同期比4.5%増の179億94百万円（為替変動の影響を除くと7.9%増）となりました。そのうち国内売上は前年同期比1.2%増の115億70百万円、海外売上は前年同期比11.2%増の64億24百万円（為替変動の影響を除くと21.2%増）となりました。

売上原価は、前年同期より3億25百万円増の117億1百万円となりました。一方、売上原価率は付加価値の高い商品の売上構成の変動やコストダウン等により前年同期より1.1ポイント減の65.0%となりました。

これらの結果、売上総利益は62億93百万円（前年同期比7.8%増）となり、返品調整引当金繰入後の差引売上総利益は60億11百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、売上拡大と市場活性化のために広告宣伝費や販売促進費を積極的に投入したことなどにより、前年同期比8.3%増の45億83百万円となりました。これらの結果、営業利益は14億28百万円（前年同期比3.4%増）、経常利益は14億57百万円（前年同期比8.2%増）、四半期純利益は8億76百万円（前年同期比23.2%増）となりました。

セグメントの業績は次の通りです。

日本

殺虫剤部門につきましては、最盛期の5月以降、気温の低下や大雨の影響など異常気象の影響を受けて市場が縮小し低調に推移しましたが、需要が拡大している成長カテゴリー市場にワンプッシュ式の次世代蚊取りで1日ワンプッシュの「おすだけペーパー クリスタ24 不快害虫用」、毎日楽しくおしゃれに暮らしたい女性のための新ブランドKawaii Selectシリーズ「Kawaii Select虫よけバリア」、マダニにも優れた効果を発揮しお肌にもやさしい虫よけ剤「スキンペーパー」等の新製品を投入した結果、これらの新製品が売上増に寄与しました。また8月下旬以降は、デング熱の感染報道により蚊取り剤や虫よけ剤の需要が急増したため、国内殺虫剤市場はほぼ前年並みの市場規模まで回復したものと推測されます。当社においても「スキンペーパー」、「スキンペーパーミスト」等の虫よけ剤の需要が伸びたこともあり、殺虫剤部門の売上高は85億14百万円（前年同期比1億3百万円増、1.2%増）となりました。

家庭用品部門につきましては、花粉関連商品の返品削減に努めた結果、直前期に販売した花粉関連商品の返品が前期と比較すると大幅に減少したこと、また今秋に新発売した「ウイルス イオンでブロック」が売上増に寄与したことから、家庭用品部門の売上高は4億9百万円（前年同期比43百万円増、11.9%増）となりました。

園芸用品部門につきましては、犬猫用忌避剤が好調に推移した一方で、春先の天候不順の影響により園芸用品市場が縮小したことや競争激化で殺虫殺菌ハndsプレーの売上が低迷し、園芸用品部門の売上高は前期並みの12億53百万円（前年同期比2百万円減、0.2%減）となりました。

防疫剤部門は7億46百万円（前年同期比80百万円減、9.7%減）、その他の部門は10億50百万円（前年同期比1億45百万円増、16.1%増）となりました。

なお、セグメント合計売上高は119億75百万円（前年同期比2億10百万円増、1.8%増）で、セグメント利益は10億23百万円（前年同期比2億9百万円減、17.0%減）となりました。

東南アジア

P.T.FUMAKILLA INDONESIAや、FUMAKILLA Malaysia Bhdを筆頭としたフマキラーアジアグループ等の海外子会社の売上が現地通貨ベースで伸長した結果、売上高は57億21百万円（前年同期比5億19百万円増、前年同期比10.0%増）となりました。また、セグメント利益は2億60百万円（前年同期比1億99百万円増、329.6%増）となりました。

その他

インドとメキシコを中心に販売し、売上高は2億97百万円（前年同期比48百万円増、前年同期比19.6%増）となりました。また、セグメント利益は22百万円（前年同期比1百万円増、前年同期比7.5%増）となりました。

なお、当社グループは、殺虫剤の売上構成比が高いため、売上高は上半期を中心に多く計上されるという季節変動要因をかかえております。一方、人件費や諸経費（広告宣伝費のような政策費を除く）は固定費として、年間を通じてほぼ均等に発生するため、事業年度の四半期毎の売上高や利益には著しい相違があります。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末における総資産額は、前連結会計年度末に比べて43億15百万円減少し、218億47百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が2億80百万円、投資有価証券が2億11百万円増加した一方で、受取手形及び売掛金が37億98百万円、たな卸資産が12億17百万円減少したことなどによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末と比べて52億円減少し、128億61百万円となりました。主な要因は電子記録債務が5億32百万円、未払法人税等が4億84百万円、売上割戻引当金が7億50百万円増加した一方で、支払手形及び買掛金が4億38百万円、短期借入金が62億33百万円、賞与引当金が1億22百万円減少したことなどによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比べて8億85百万円増加し89億85百万円となりました。なお自己資本比率は9.0ポイント増加し33.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローの状況

営業活動によって獲得した資金は71億20百万円（前年同期は83億63百万円の獲得）となりました。これは税金等調整前四半期純利益が14億69百万円、その他の引当金の増加が8億84百万円、売上債権の減少が35億50百万円、たな卸資産の減少が12億2百万円あったことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローの状況

投資活動に使用した資金は2億48百万円（前年同期は2億16百万円の使用）となりました。これは有形固定資産の取得による支出が2億33百万円、定期預金の預入による支出が28百万円あったことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローの状況

財務活動に使用した資金は65億85百万円（前年同期は67億87百万円の使用）となりました。これは短期借入れによる収入が24億61百万円あった一方で、短期借入金及び長期借入金の返済による支出が合計で87億98百万円あったことなどによるものであります。なお、当第2四半期連結会計期間末における借入金残高は、前期末に比べ63億58百万円減少して、28億17百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2億69百万円増加し、21億66百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

そのためには、当社が長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に

対しては、必要かつ相当な措置を取ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本プランの目的

本プランの目的は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様が代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様が当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することとしました。

なお、当社は、当社取締役、その関係会社及び当社の提携先により議決権の約36.6%に係る株式を保有されておりますが、これらの株主の中には個人株主も含まれており、今後も同様に当社株式の保有を継続するかどうかは明らかではなく、当社の株式の流動性が今後増していく可能性は否定できません。したがって、当社は、上記のような目的の実現を可能とする枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断しております。

2) 本プランの内容

イ. 本プランの概要

本プランの適用対象は、以下の1.若しくは2.に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案も含まれます。ただし、事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。当該行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

1. 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為
2. 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為

本プランは、大規模買付者が現れた際に、当該大規模買付者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

ロ. 本プランの発動に係る手続

1. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、日本国内における連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、企図されている大規模買付行為の概要並びに本プランに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。なお、意向表明書及び下記に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

2. 大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記1.の意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記1.の意向表明書に記載された日本国内における連絡先に宛てて発送いたします。大規模買付者には、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対してご提出いただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、下記の各号に定める情報等は、原則として、当初情報リストに含まれるものとします。

- (a) 大規模買付者及びその特定株主グループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容並びに当社の事業と同種の事業についての経営経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等
- (e) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- (f) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (g) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供しよう求めることがあります。この場合、大規模買付者には、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供していただきます。なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記3.）を行うものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

3. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間の終了後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には60日間
- (b) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに、速やかに情報開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、本プランの継続に当たり、原プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)から(c)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- (a) 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として対抗措置の発動を勧告するものとします。

- (b) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

具体的には、以下の(i)乃至(ix)の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますが、これに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当なものであると判断される場合
 - (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他利害関係者との関係が破壊されることが予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
 - (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
 - (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合
- (c) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(a)及び(b)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとしします。

5. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記2)4.に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしします。その際に、独立委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、不発動の決議を行うこととしします。

また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

6. 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記2)5.の手續に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

7. 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに定める手續を遵守しなければならず、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとしします。

八. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記2)5.に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記2)6.に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(2)6.に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしします。

二. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時総会において承認が得られた場合には、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしします。

ただし、上記有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとしします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除きます。）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の取組みについての取締役会の判断

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することとしました。

なお、この本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億28百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,980,000	32,980,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	32,980,000	32,980,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	-	32,980,000	-	3,698,680	-	600,678

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フマキラー株式会社	東京都千代田区神田美倉町11	5,129	15.55
エステー株式会社	東京都新宿区下落合1-4-10	3,457	10.48
大下 俊明	広島市安佐南区	1,804	5.47
大下 千代子	広島市安佐南区	1,339	4.06
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	1,160	3.52
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町1-3-8	1,149	3.49
大下産業株式会社	広島市安佐南区祇園1-12-13	1,123	3.41
住友化学株式会社	東京都中央区新川2-27-1	867	2.63
大下 一明	広島市安佐南区	475	1.44
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1-24	451	1.37
計	-	16,956	51.42

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,129,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,584,000	27,584	-
単元未満株式	普通株式 267,000	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	32,980,000	-	-
総株主の議決権	-	27,584	-

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フマキラー株式会社	東京都千代田区 神田美倉町11番地	5,129,000	-	5,129,000	15.55
計	-	5,129,000	-	5,129,000	15.55

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,366,787	2,646,922
受取手形及び売掛金	7,285,929	3,487,521
電子記録債権	1,680	78,240
商品及び製品	3,196,986	2,390,221
仕掛品	467,863	348,200
原材料及び貯蔵品	1,320,710	1,029,244
その他	1,199,785	1,520,928
貸倒引当金	938	1,636
流動資産合計	15,838,806	11,499,642
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,074,464	2,009,719
機械装置及び運搬具(純額)	1,102,499	1,044,265
工具、器具及び備品(純額)	128,032	126,521
土地	696,114	694,069
リース資産(純額)	149,931	156,859
建設仮勘定	44,546	81,092
有形固定資産合計	4,195,588	4,112,528
無形固定資産		
のれん	1,308,703	1,231,291
商標権	1,195,214	1,139,089
その他	622,945	606,339
無形固定資産合計	3,126,864	2,976,720
投資その他の資産		
投資有価証券	2,815,882	3,027,556
その他	327,572	434,552
貸倒引当金	142,078	203,566
投資その他の資産合計	3,001,375	3,258,542
固定資産合計	10,323,828	10,347,791
資産合計	26,162,635	21,847,434

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,463,397	2,024,898
電子記録債務	1,503,386	2,036,299
短期借入金	6,925,672	692,442
1年内返済予定の長期借入金	250,000	250,000
リース債務	37,185	41,607
未払法人税等	295,180	780,048
賞与引当金	366,171	243,711
売上割戻引当金	35,650	785,714
返品調整引当金	547,401	824,688
その他	1,873,924	1,673,848
流動負債合計	14,297,971	9,353,260
固定負債		
長期借入金	2,000,000	1,875,000
リース債務	102,309	109,345
退職給付に係る負債	515,472	250,853
役員退職慰労引当金	445,569	425,128
資産除去債務	8,821	8,905
その他	692,120	839,109
固定負債合計	3,764,293	3,508,341
負債合計	18,062,265	12,861,602
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,698,680	3,698,680
資本剰余金	2,105,771	2,105,774
利益剰余金	1,606,017	2,470,685
自己株式	1,552,339	1,553,371
株主資本合計	5,858,129	6,721,767
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	347,973	495,937
為替換算調整勘定	270,142	150,779
退職給付に係る調整累計額	68,923	44,758
その他の包括利益累計額合計	549,192	601,959
少数株主持分	1,693,048	1,662,104
純資産合計	8,100,370	8,985,831
負債純資産合計	26,162,635	21,847,434

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	17,216,511	17,994,625
売上原価	11,375,999	11,701,309
売上総利益	5,840,511	6,293,315
返品調整引当金戻入額	392,104	308,406
返品調整引当金繰入額	619,818	590,169
差引売上総利益	5,612,798	6,011,551
販売費及び一般管理費	1,423,175	1,458,507
営業利益	1,381,041	1,428,044
営業外収益		
受取利息	5,287	9,743
受取配当金	32,166	37,123
その他	58,081	99,743
営業外収益合計	95,535	146,611
営業外費用		
支払利息	55,324	43,117
売上割引	64,994	60,812
その他	9,773	13,550
営業外費用合計	130,092	117,480
経常利益	1,346,485	1,457,175
特別利益		
固定資産売却益	3,545	5,990
負ののれん発生益	-	6,596
特別利益合計	3,545	12,587
特別損失		
固定資産除売却損	64	6
特別損失合計	64	6
税金等調整前四半期純利益	1,349,965	1,469,757
法人税、住民税及び事業税	827,045	866,070
法人税等調整額	197,419	343,046
法人税等合計	629,626	523,024
少数株主損益調整前四半期純利益	720,339	946,732
少数株主利益	8,680	70,138
四半期純利益	711,658	876,594

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	720,339	946,732
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	52,571	147,964
為替換算調整勘定	604,745	147,517
退職給付に係る調整額	-	24,213
その他の包括利益合計	657,316	24,659
四半期包括利益	1,377,656	971,392
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,334,277	929,361
少数株主に係る四半期包括利益	43,378	42,031

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,349,965	1,469,757
減価償却費	359,744	344,378
のれん償却額	50,716	34,995
負ののれん発生益	-	6,596
退職給付引当金の増減額(は減少)	26,479	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	12,373
貸倒引当金の増減額(は減少)	18,200	20,004
その他の引当金の増減額(は減少)	773,672	884,452
受取利息及び受取配当金	37,453	46,867
支払利息	55,324	43,117
為替差損益(は益)	7,298	29,914
有形固定資産除売却損益(は益)	3,480	5,984
売上債権の増減額(は増加)	4,826,815	3,550,026
たな卸資産の増減額(は増加)	1,338,590	1,202,513
仕入債務の増減額(は減少)	233,845	108,260
その他	469,901	60,064
小計	8,515,220	7,520,452
利息及び配当金の受取額	37,591	42,467
利息の支払額	52,286	39,946
法人税等の支払額	136,926	402,276
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,363,599	7,120,696
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	17,745
定期預金の預入による支出	46,120	28,500
有形固定資産の取得による支出	163,835	233,860
有形固定資産の売却による収入	5,078	6,079
投資有価証券の取得による支出	1,094	1,094
子会社株式の取得による支出	-	360
貸付金の回収による収入	221	-
その他	11,212	8,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	216,961	248,889
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,246,648	2,461,738
短期借入金の返済による支出	9,688,165	8,673,461
長期借入金の返済による支出	125,000	125,000
リース債務の返済による支出	10,339	21,204
自己株式の取得による支出	957	1,307
配当金の支払額	164,198	167,119
少数株主への配当金の支払額	45,562	59,914
その他	24	278
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,787,549	6,585,990
現金及び現金同等物に係る換算差額	65,464	16,227
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,424,552	269,589
現金及び現金同等物の期首残高	2,068,369	1,897,332
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,492,921	2,166,922

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が2億40百万円減少し、利益剰余金が1億55百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
受取手形割引高	234,823千円	75,388千円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
広告宣伝費	662,683千円	910,230千円
販売推進費	361,425	445,357
貸倒引当金繰入額	1,455	1,790
賞与引当金繰入額	122,213	132,626
退職給付費用	86,699	71,868
役員退職慰労引当金繰入額	22,480	17,525

2 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

当社グループでは、主として夏季に集中して需要が発生する製品の製造・販売を行っているため、通常、第2四半期連結累計期間の売上高は第3四半期以降と比べて著しく高くなっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	3,992,923千円	2,646,922千円
預入期間が3か月を超える定期預金	500,002	480,000
現金及び現金同等物	3,492,921	2,166,922

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	164,198	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年6月27日開催の定時株主総会における決議に基づき、平成25年8月2日をもって資本準備金の額の減少を行いました。

会社法第448条第1項の規定に基づき、下記の通り、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振替えております。

資本準備金の減少額	1,500,000,000円
その他資本剰余金の増加額	1,500,000,000円

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	167,119	6	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	日本	東南アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,765,302	5,202,775	16,968,077	248,434	17,216,511
セグメント間の内部売上高又は振替高	502,161	362,598	864,759	-	864,759
計	12,267,464	5,565,373	17,832,837	248,434	18,081,271
セグメント利益	1,233,175	60,619	1,293,794	20,737	1,314,532

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、インド、メキシコの現地法人の事業活動を含んでいます。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,293,794
「その他」の区分の利益	20,737
セグメント間取引消去	67,362
その他の調整額	852
四半期連結損益計算書の営業利益	1,381,041

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	日本	東南アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,975,559	5,721,970	17,697,529	297,095	17,994,625
セグメント間の内部売上高又は振替高	576,747	444,464	1,021,212	-	1,021,212
計	12,552,306	6,166,435	18,718,742	297,095	19,015,837
セグメント利益	1,023,622	260,422	1,284,045	22,301	1,306,346

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、インド、メキシコの現地法人の事業活動を含んでいます。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	1,284,045
「その他」の区分の利益	22,301
セグメント間取引消去	122,577
その他の調整額	878
四半期連結損益計算書の営業利益	1,428,044

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	21円67銭	31円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	711,658	876,594
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	711,658	876,594
普通株式の期中平均株式数 (千株)	32,838	27,852

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

フマキラー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小松原 浩 平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 宏 子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフマキラー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。